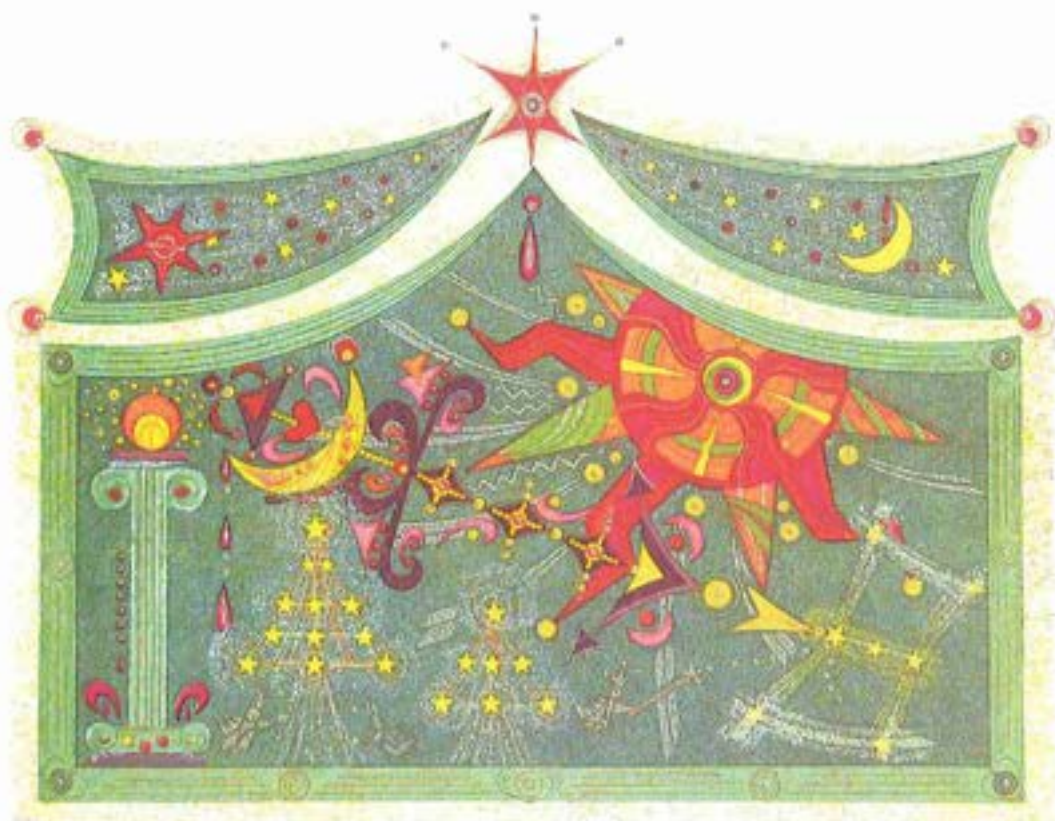


ちくし 法律事務所

The guardians of Rights
2010 NEW YEAR NEWS



かがやく未来へ……
ペーパー・スクリーン版画 大場 壽子

Orion

Hisako Obba ©



弁護士
稲村 晴夫
Hisako Inamura

昨年は、二月に事務所創立二五周年謝恩会の開催、十月に事務所の移転と、当事務所にとっては大きな節目の年でした。

新しい事務所にもようやく慣れて、所員一同新たな気持ちで業務に勤しんでおります。

ところで、昨年は新自由主義を理念とするマネー資本主義が破綻し、その大波が世界中のみこみ、日本においては深刻な貧困・格差問題が露呈し、国民生活に暗雲がたちこめた年でもありました。私共は、このような社会情勢のもとで発生する様々な問題について、地域の皆様の切実な訴えやご要望に応じてゆきたいと考えています。

これからも皆様と力を合わせて、平和でひとりひとりの人間が大事にされる真に豊かな社会が実現するように前進してゆきたいと思っております。

本年もどうぞよろしくお願ひ致します。



HANA Keisuke Obba©

寄稿

ふたたび星を…



西日本新聞報道センター

記者 阪口 由美

Yumi Sakaguchi

西日本新聞報道センター

〒810-8721
福岡市中央区天神1丁目4番1号
TEL 092-711-5222
FAX 092-711-6248

記者 阪口 由美

プロフィール

・大阪府岸和田市生まれ、福岡育ち。
・1996年、西日本新聞入社。
・長崎総局、社会部、東京支社などを
経て、現在報道センター(旧社会部
など)で司法を担当。

「とても言葉では表せないほどの…」と、言われることがあります。「言葉」を商売道具にする私たちは、何とか「表せない」部分を理解しようと、根掘り葉掘り尋ねるのが常です。でも、やはり限界を感じるときもあります。

地域医療の連載企画で、うつ病の取材に携わったときもそうでした。うつ病を患う人の多くが、その苦しみは「とても言葉で表せない」と語るのです。取材で伺ったある女性のお宅には、うつ病についての本が、テーブルにも床にも何冊も、うずたかく積み上げられていました。自分の苦しみを表現して伝えてくれていたものはないだろうか。そう思って読みあさったそうです。

一番「これだ」と思えたので、教えてもらったのが「見える暗闇」(W・スタイロン著)。米国の作家が自らのうつ病を綴ったエッセーでした。絶版だったので、図書館で借りて読みました。作家自身が「もしこの苦痛が容易に表現できるものなら、古代からその苦しみに悩む無数の人々が、友人や愛する人たちに(医師にさえも)苦痛の広がりの一部を描き出すことができ、一般的に欠けている理解を引き出すことができただろう」と記していました。

実は、私の大学時代の友人も、うつ病で長く休職していました。暗闇でもがく彼女の思いに、自分自身、どれだけ寄り添えていたか。そう思いながら、何か答えを探したい思いで始めた取材でもあったのです。同じ体験者でないと、本当の意味での「理解」はできないかもしれせん。でも、理解しようとする事で何か彼女の心に近づく一歩をつかめないかと。

本を教えてくれた女性は、病の再発を

繰り返していました。そんななかで希望を見出したのは、ダンテの『神曲』を引用したこの本の最後の章でした。
「人生の旅路のなかば、われは入りぬ、暗き森に」

その「地獄の暗い底」から、上へ上へと向かってとほとほと歩き続け、ついに「輝ける世界」へ現れ出る詩人ダンテの姿と、病からの「回復」とを重ね合わせた結びの1節を、連載取材の話とともに、友人にメールで送りました。

「健康を回復した者だれしもが、のどかさ喜びを感じる力をほとんどいつも取り戻す。それが『絶望を超えた絶望』に耐え抜いたことへの、それなりの補償なのかもしれない。

かくしてわれら出でて来て、ふたたび星を見ぬ」

復職訓練に入った彼女から届いた返信メールには、こうありました。

「そっだね、星を見ようかねー」

ウオッチング『裁判員』



弁護士
落合 真吾
Shingo Ochiai

平成21年5月21日、いよいよ裁判員制度がスタートしました。

福岡県内では、裁判員制度元年である平成21年に4例の裁判員裁判が行われましたが、どういう巡り合わせか、私がそのうち1例目、3例目の弁護人を担当することになりました。

そこで今回は、弁護人から見た『裁判員』のお話をしたいと思います。

裁判員制度は、市民のみなさんから選ばれた裁判員が刑事裁判に参加して、裁判官と一緒に、有罪・無罪を判断し、有罪の場合は刑罰を決める制度です。

ここで、市民のみなさんが裁判員に選ばれるまで、3つのステップがありますのでご紹介したいと思います。

1つ目はまず、その年の『候補者』にな

るまで。これは前年の11月ころに「あなたは来年の候補者に選ばれましたよ」という旨の通知が届きます。当然ですが、この段階ではまだ弁護人は候補者をウオッチングできません。というか事件自体が発生していません。

2つ目は、ある事件の『候補者』になるまで。裁判員裁判では、連日開廷の集中審理に備えて、入念な打合せが事前になされます。ここで、双方の主張方針が固まり、審理計画が定まったところで、その事件の候補者を選定する手続に移ります。この手続は非公開ですが、パソコンのボタンをピッと押すだけで、一瞬のうちに選ばれます。この段階では、弁護人は候補者名簿のナンバークらいしかわかりません。無機質なウオッチングです。

そして3つ目が、実際に『裁判員』になるまで。事件の候補者として呼出を受けた人は、決められた日に出頭しなければなりません。裁判員裁判は報道陣の関心が高く、出頭した候補者は囲み取材を受けていました。その横を弁護人の私は素通りです。

出頭すると、当日質問票と呼ばれるものに回答した上で、裁判官、検察官、弁護人を前に面接を受けることとなります。

弁護人はここで初めて、候補者の顔を見ることが出来ます。皆さん、ガチガチに緊張されていて、表情も硬いです。

そして、抽選により選任された裁判員は、裁判について説明を受け、宣誓をします。宣誓により、これから人を裁くんぞ！という自覚が芽生えていたように感じました。

その自覚は服装にも表れてきます。裁判初日は私服だった皆さんが、2日目からスーツに変わりました。服装だけでなく、その表情もどんどん凛々しいものになっていました。

純粋に弁護人の立場から見ても、真剣に双方の主張を聞いてもらった印象があります。裁判員からの質問も的確なものも多く、被告人の更生についてもよく考えてくれていました。

皆さんも裁判員としてウオッチングされる前に、裁判員裁判の法廷を是非1度ウオッチング傍聴してみませんか。





弁護士
浦田 秀徳
Hiromori Umeta

映画「沈まぬ太陽」を観ました。五二〇名もの死に被害者を出した航空機事故に直面し、巨大組織は二分遣族に対する慰謝・安全確立に尽力し「王道」を行く人々と性懲りもなく利権追及・策略に明け暮れる人々。現実を厳しく、王道派は権力闘争に敗れてしまう。しかし、アフリカに再び左遷された主人公を迎えたのは、「心のなかの」沈まぬ太陽」。結果はどうあれ、正しきを追究することの尊さを教えられました。



弁護士
吉野 隆二郎
Ryoji Yoshino

津早湾干拓事業をかつて「無駄な公共事業の典型」と批判した民主党に政権交代しましたが、南北排水門の「開門」に関しては、地元まかせの対応をしています。このままでは、いつになっても開門することができず、漁業者は将来に展望を持てません。そのため、裁判の原告団等は、長崎県知事宛の署名に取り組んでいます。ご協力をお願いします。一方、裁判は、福岡高裁と長崎地裁の双方で、裁判所が主導して協議の場を設定するように強く働きかけていく予定です。



弁護士
迫田 登紀子
Yoko Sakoda

ついに肝炎対策基本法が成立しました。肝炎を蔓延させた国が、責任を持って三五〇万人の肝炎患者の命をつなぐと明言されています。今後は、この骨組みに、血肉を付けていくことが課題となります。そのため、国が予防接種の回し打ちを放置したことによって多くの被害者を出したB型肝炎訴訟の解決が不可欠です。被害肝炎訴訟に引き続き、B型肝炎訴訟のご支援をよろしくお願いします。



弁護士
徳田 宣子
Noriko Terada

新しい事務所に移転してはや三ヶ月。今までの事務所は階段しかなく、ご不便だったことと思います。が、念願のエレベーターも設置されました。つい先だって、日頃の不摂生が気になる私は、人生初の人間ドッグに行ってきました。若いころは健康そのものだと思っていました。三子（軽）超えた今、いろんなところに難あり（汗）。いわく「お酒はほどほどにして休肝日を作りましょう。」「日常的に運動しましょう。」・・・お酒は急にはやめられませんが、せめて運動をと、びかびかのエレベーターを横目に階段を使っている毎日です。（え、それだけ？なんて言わないで！）



弁護士
田中 謙二
Koyji Tanaka

新オフィスに引越をして三か月が過ぎました。「筑紫地域の弁護士として、どのようなサービスが求められるのか?」、「相談や打合せの場となる新オフィスは、どのようなスペースであるべきか?」などに頭をひねりながら、新オフィスを創りました。二〇一〇年は、新オフィスの本格始動の元年です。新オフィスを拠点として、様々な問題の解決に向けた道を切りひらいていきたいと、決意を新たにしています。あ、個人的には、弁護士六年生になりました・・・。

ちくし法律事務所
CHIKUSHI LAW OFFICE



T 818-0056
福岡県筑紫野市二日市北1丁目1番5号
代表TEL 092-925-4119
代表FAX 092-925-4127
URL <http://www.chikushi-lo.jp/>